業者名	所在地	入札参加停止等期間	該当事項	理由
株式会社中京スポーツ施設	愛知県尾張旭市狩宿新町2-27	平成31年4月5日から 平成31年5月4日まで (1カ月)	別表第2第3号(贈 賄)に該当	愛知県あま市が発注したスポーツ施設工事に関し、同市の職員に対し便宜を図ってもらった見返りに、スポーツ観戦チケット渡したとして、平成31年2月27日、当該資格者の元参与が贈賄の容疑で愛知県警に逮捕されたため。 ※平成31年4月26日に不起訴処分
中日本オート・ドア株式会社	静岡県静岡市駿河区東新田1丁目14-25	平成31年4月5日から 平成31年5月4日まで (1カ月)	別表第2第10号 (不正又は不誠実な 行為)に該当	当該業者とその代表取締役が、虚偽の確定申告を 行ったとして法人税法違反と地方法人税法違反の容 疑で静岡地方検察庁から起訴され罰金刑等が確定し たため。
株式会社フソウ	東京都中央区新川1-23-5	平成31年4月19日から 平成31年10月18日まで (6カ月)	別表第2第6号(競 売入札妨害又は談 合)に該当	福岡県築上町発注のし尿処理施設建設工事の入札に関し、他社が落札できるよう入札価格を調整したとして、平成31年4月3日、当該資格者の使用人が談合の容疑で福岡県警に逮捕されたため。
株式会社安藤・間	東京都港区赤坂六丁目1番20号	令和元年5月17日から 令和元年6月16日まで (1カ月)		福岡市東区の病院建設工事において安全措置を 怠ったため通行人1名を死亡させたとして、当該資 格者の社員が業務上過失致死罪で略式起訴され、平 成31年4月3日付けで福岡簡易裁判所から罰金刑 の略式命令を受けたため。

業者名	所在地	入札参加停止等期間	該当事項	理由
豊国工業株式会社	広島県東広島市西条町御薗宇 6 400-3	令和元年5月17日から 令和元年6月16日まで (1カ月)	別表第2第10号 (不正又は不誠実な 行為)に該当	国土交通省中国地方整備局が発注したダム利水放 流設備点検用ゲート設置工事において、事故を未然 に防止すべき業務上の注意義務を怠り潜水士1名を 死亡させたとして、当該資格者の社員が業務上過失 致死罪で略式起訴され、平成31年4月10日付け で可部簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたた め。
株式会社光部建設	静岡県浜松市中区和合北四丁目 7番31号	令和元年6月15日から 令和元年7月14日まで (1カ月)		浜松市北区の当該業者の資材置き場において、平成30年6月6日に廃棄物である木くずを焼却したとして、同社及び同社の代表取締役が廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の容疑で起訴され、同年12月14日に罰金刑の略式命令を受けたため。
ニチレキ株式会社	東京都千代田区九段北4 - 3 - 2 9	令和元年6月29日から 令和元年9月28日まで (3カ月)	別表第2第4号(独 占禁止法違反行為) に該当	舗装用改質アスファルトの需要者向け販売に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年6月20日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
月島テクノメンテサービス株式 会社	東京都江東区佐賀一丁目3番7号	令和元年 7月30日から 令和元年10月29日まで (3カ月)	別表第2第4号(独 占禁止法違反行為) に該当	東京都発注の浄水場排水処理施設運転管理作業に 関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元 年7月11日、公正取引委員会から排除措置命令及 び課徴金納付命令を受けたため。
石垣メンテナンス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号			

業者名	所在地	入札参加停止等期間	該当事項	理由
前田道路株式会社	東京都品川区大崎1-11-3	令和元年 8月31日から 令和元年11月29日まで (3カ月)		
大成ロテック株式会社	東京都新宿区西新宿8丁目17番1号	令和元年 8月31日から 令和2年 2月28日まで	別表第2第4号(独 占禁止法違反行為) に該当	アスファルト合材の販売に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月30日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
株式会社ガイアート	東京都新宿区新小川町8番27号	(6 カ月)		
株式会社守谷商会	長野県長野市南千歳町878	令和元年10月12日から 令和元年11月11日まで (1カ月)		民間企業発注の長野県小諸市における新築工事現場において、トラック運転手1名を死亡させる事故を発生させたとして、令和元年8月7日、同社及び同社の社員が労働安全衛生法違反により、罰金刑の略式命令を受けたため。
セコム株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号	令和元年12月10日から 令和2年 1月 9日まで (1カ月)	別表第2第10号 (不正又は不誠実な 行為) に該当	警備で出勤した顧客宅に合鍵で侵入し、貴金属品 を盗んだとして、令和元年11月1日、当該業者の 使用人が窃盗及び住居侵入の容疑で兵庫県警に逮捕 されたため。

業者名	所在地	入札参加停止等期間	該当事項	理由
株式会社KAKEN	浜松市東区中郡町985番地の 1		別表第2第8号(建 設業法違反行為)に 該当	当該業者は、特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、政令が定める合計金額(4,000万円)を超える一次下請契約を締結した。このことが建設業法第16条に違反し、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和元年11月7日、静岡県知事から監督処分(指示処分)を受けたため。
株式会社クボタ	大阪府大阪市浪速区敷津東一丁 目2番47号	令和2年 1月17日から 令和2年 2月16日まで (1カ月)	(不正又は不誠実な 行為)に該当	広島県尾道市内の汚泥処理設備工事現場において、平成30年12月20日、安全管理措置を怠ったために作業員を負傷させる工事事故を発生させたとして、当該業者及び当該業者の使用人が労働安全衛生法違反により起訴され、令和元年9月25日、岡山簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。

[※]入札参加停止期間中は、下請負についても禁止します。